

# 山口県報

平成21年  
7月14日  
(火曜日)



非常勤職員の報酬の特例に関する条例をここに公布する。

平成二十一年七月十四日

## 山口県条例第三十五号

非常勤職員の報酬の特例に関する条例

非常勤職員の報酬及び費用弁償条例（昭和二十八年山口県条例第五十二号）第一条第一項第一号から第九号までに掲げる非常勤職員の報酬の月額、平成二十一年八月一日から平成二十四年三月三十一日までの間においては、同条例第二条の規定にかかわらず、同条例別表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める報酬の月額から、その額に百分の六を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十一年八月一日から施行する。

### 目 次

条例	
非常勤職員の報酬の特例に関する条例	一
小型船舶等による危険な行為の規制に関する条例	二
山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	二
一般職の職員等の旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例	三
山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例	七
過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例	一
山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例	三
山口県若者就職支援センター条例の一部を改正する条例	五
山口県警察本部組織条例の一部を改正する条例	八

山口県知事 二 井 関 成

(経過措置)

2 平成二十二年三月三十一日までの間におけるこの条例の規定の適用については、「百分の六」とあるのは、「百分の九」とする。

小型船舶等による危険な行為の規制に関する条例をここに公布する。

平成二十一年七月十四日

山口県知事 二 井 関 成

### 山口県条例第三十六号

小型船舶等による危険な行為の規制に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、小型船舶等の操縦について必要な規制を行うことにより、県民の生命及び身体の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「小型船舶等」とは、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二条第四項に規定する小型船舶（スポーツ又はレクリエーションの用に供するものに限る。）及びこれによりけん引されるものをいう。

2 この条例において「遊泳者等」とは、遊泳者又ははるかみをもつて運転する舟に乗っている者をいう。

(危険な行為の禁止)

第三条 何人も、人命救助その他の正当な理由がないのに、遊泳者等の付近において、小型船舶等を急転回させ、縫航させ、衝突その他の危険を生じさせるおそれのある速力で航行させ、その他遊泳者等に危険を覚えさせるような方法で操縦してはならない。

(罰則)

第四条 前条の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金又は科料に処する。

附 則

この条例は、平成二十一年九月一日から施行する。

山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年七月十四日

山口県条例第三十七号

山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

山口県知事 二 井 関 成

山口県の事務処理の特例に関する条例（平成十二年山口県条例第二号）の一部を次のように改正する。  
別表第三十二号口及び八を次のように改める。

- 口 法第三十一条の二第二項第十四号八又は第十五号二の認定をすること。
  - 八 法第六十二条の三第四項第十四号八又は第十五号二の認定をすること。
- 別表第三十二号の二口及び八を次のように改める。

- 口 法第三十一条の二第二項第十四号八又は第十五号二の認定をすること。
- 八 法第六十二条の三第四項第十四号八又は第十五号二の認定をすること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

一般職の職員等の旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年七月十四日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第三十八号

一般職の職員等の旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

（一般職の職員等の旅費に関する条例の一部改正）

第一条 一般職の職員等の旅費に関する条例（昭和二十九年山口県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

## 目次

第一章 総則（第一条―第十五条）

第二章 旅費額（第十六条―第二十九条）

第三章 雑則（第三十条―第三十三条）

## 附則

第四条第二項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第三項中「取消」を「取消し」に、「基き」を「基づき」に改め、同条第四項中「旅行依頼簿」の下に「（当該旅行命令簿又は旅行依頼簿に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。）」を加え、「を記載し、これを当該旅行者」を「の記載又は記録をし、これを当該旅行者」に改め、同項ただし書中「但し、旅行命令簿等に当該旅行に関する事項を記載し、これを提示するいとまがない」を「ただし、次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

一 旅行命令簿等に当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、これを提示するいとまがない場合

二 公用の交通機関、宿泊施設等を利用する旅行その他の旅行の性質上、旅行者が当該旅行の実費を負担することが見込まれないものとして知事が別に定める場合

第四条第五項中「すみやかに」を「速やかに」に、「を記載し」を「の記載又は記録をし」に改め、同項に次のただし書を加える。  
ただし、前項第二号に該当する場合は、この限りでない。

第四条第六項中「及び様式」を「又は記録事項、様式その他の必要な事項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 前二項の旅行命令簿等が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて知事が定めるものをいう。以下同じ。）をもつて提示することができる。

7 前三項の規定による旅行命令簿等の提示については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年山口県条例第三十二号。以下「情報通信技術利用条例」という。）第四条の規定は、適用しない。

第八条第一項第三号を次のように改める。

三 陸路 当該旅行の出発箇所又は目的箇所を起点として知事が定めるところにより計算した路程。ただし、陸路と鉄道、水路又は航空とにわたる旅行についての陸路は、鉄道駅、波止場又は飛行場をも起点として計算した路程によることができる。

第十一条を次のように改める。

#### 第十一条 削除

第十四条第一項中「うけよう」を「受けよう」に、「うけた」を「受けた」に改め、「請求書」の下に「（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）」を加え、同条第四項中「記載事項」の下に「又は記録事項」を加え、「前二項」を「第二項及び第三項」に、「について」を「その他の必要な事項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

4 第一項の請求書が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法をもつて提出することができる。

5 前項の規定により請求書の提出が電磁的方法により行われたときは、知事が定める電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書を提出したものとみなす。

6 第一項の請求書の提出については、情報通信技術利用条例第三条の規定は、適用しない。

第十六条第一項第一号及び第二号を削り、同項第三号中「運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、」を削り、同号を同項第一号とし、同項第四号中「徴する」の下に「列車を運行する」を加え、「前二号」を「前号」に改め、「次に規定する」を削り、同号イ及びロを削り、同号を同項第二号とし、同項第五号中「第三号の規定に該当する線路で」を削り、「もの」を「線路」に、「同号」を「第一号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第六号中「第二号又は第三号」を「第一号」に、「第四号」を「第二号」に改め、同号を同項第四号とし、同条第二項中「前項第四号」を「前項第二号」に改め、同項第二号中「又は準急行列車」を削り、同条第三項中「第一項第六号」を「第一項第四号」に改め、「座席指定料金は、」の下に「特別急行列車又は」を加える。

第十九条第一項中「三十七円」を「三十円」に改める。

第二十条第一項中「旅行の区分に応じた別表の定額による」を「一日につき三百円とする」に改める。

第二十六条を次のように改める。

#### （在勤地内旅行の旅費）

第二十六条 在勤地内における旅行については、移転料、着後手当及び扶養親族移転料は、支給しない。ただし、赴任を命ぜられた職員が、職員のための県設宿舎に居住すること又はこれを明け渡すことを命ぜられ、住所又は居所を移転した場合には、別表の路程五十キロメートル

ル未満の場合の移転料定額の三分の一に相当する額（扶養親族を随伴しない場合には、その二分の一に相当する額）の移転料を支給する。

2 前項ただし書の規定により移転料の額を計算する場合において、当該移転料の額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第二十七条中、「鉄道賃、船賃、車賃」を削り、同条ただし書中「次の各号のいずれか」を「前条第一項ただし書」に、「当該各号」を「同項ただし書」に、「旅費」を「移転料」に改め、同条各号を削り、同条に次の一項を加える。

2 在勤地以外の同一地域内における旅行（第二十条第二項第一号に定める額の旅行雑費が支給される旅行に係るものに限る。）のうち路程百キロメートル未満のものについては、鉄道賃、船賃及び車賃は、支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合で、その実費額が当該旅行について支給される旅行雑費の額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃を支給する。

附則第二項中、「第十六条第一項第一号イ中、「一等の運賃」とあるのは、「二等の運賃」とを削り、「としてこれらの規定を適用し、第十条第一項第五号」を「とし、第十六条第一項第三号」に改める。

別表中、「（第二十条―第二十四条、第二十六条、第二十七条関係）」を「（第二十一条―第二十四条、第二十六条、第二十七条関係）」に改め、別表の一の表を削り、別表の二の表を別表の一の表とし、別表の三の表を別表の二の表とする。

（山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正）

第二条 山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十一年山口県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「車賃」の下に、「旅行雑費」を加え、「並びに別表第三の旅行雑費」を削る。

別表第二中

車賃 （一キロメートルにつき）	三七円
--------------------	-----

を

車賃 （一キロメートルにつき）	三〇円	旅行雑費 （一日につき）	三〇〇円
--------------------	-----	-----------------	------

に改め、同表の備考1中、「一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第

九十五号)第十一条の第三第二項第一号の甲地とされている地域」を「国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)別表第一に定める甲地方」に改め、同備考2中「鉄道賃の欄中旅客運賃及び急行料金並びに」を削り、「運賃等」を「運賃」に改め、「線路又は」を削る。

別表第三を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の一般職の職員等の旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

山口県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年七月十四日

山口県知事 二 井 関 成

### 山口県条例第三十九号

山口県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

(山口県税賦課徴収条例の一部改正)

第一条 山口県税賦課徴収条例(昭和二十五年山口県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

附則第五条の四の見出しを削り、同条の前に見出しとして、「(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条第一項中「居住年」の下に、「(次条において「居住年」という。)」を加え、同条第三項中「県民税の納税通知書が送達された後に道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出された場合において、当該納税通知書が送達される時まで道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出されなかつたことについて、市町長においてやむを得ない理由があると認めるとき及び」を削り、同条の次に次の一条を加える。

第五条の四の二 平成二十二年度から平成三十五年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租

税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合（居住年が平成十一年から平成十八年まで又は平成二十一年から平成二十五年までの各年である場合に限る。）において、前条第一項の規定の適用を受けないときは、法附則第五条の四の二第一項に規定する控除額を当該納税義務者の第二十七条及び第二十七条の二の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第八十九条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の百分の二に相当する金額（当該金額が三万九千円を超える場合には、三万九千円。以下この項において「控除限度額」という。）を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

## 2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。

一 前項の規定の適用を受けようとする年度の法第四十五条の二第一項の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された法第四十五条の三第一項の確定申告書を含む。）に租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町長が認める場合を含む。）

二 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の一月一日現在において法第三百七十七条の六第一項の規定によつて給与支払報告書を提出する義務がある者から法第四十五条の二第一項に規定する給与の支払を受けている者であつて、前年中において給与所得以外の所得を有しなかつたものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条の二の二の規定の適用を受けている場合

3 第一項の規定の適用がある場合における第二十八条の規定の適用については、同条中「前三条」とあるのは、「前三条及び附則第五条の四の二第一項」とする。

附則第九条の三第一項第四号中「産業活力再生特別措置法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に改め、「平成十一年法律第百三十一号」の下に「。以下この条において「特別措置法」という。」を加え、「第十三条第一項」を「第三十九条の二第一項」に、「同法」を「特別措置法」に、「第十四条第一項」を「第三十九条の三第一項」に改め、同条第二項第四号及び第三項第四号中「産業活力再生特別措置法」を「特別措置法」に、「第十三条第一項」を「第三十九条の二第一項」に改める。

附則第十三条の二第三項第二号中、「附則第五条の四第一項」の下に「、附則第五条の四の二第一項」を加え、「附則第五条第一項及び附則第五条の四第一項」を「第二十七条の三第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十三条の二第一項に規定する上



場株式等に係る配当所得の金額」と、附則第五条第一項、附則第五条の四の二第一項及び附則第五条の四の二第一項に改める。

附則第十四条第三項第二号中、「、附則第五条の四の二第一項」の下に、「、附則第五条の四の二第一項」を加え、「及び附則第五条の四の二第一項」を、「、附則第五条の四の二第一項及び附則第五条の四の二第一項」に改める。

附則第十五条第一項中「第三十五条第一項」の下に、「、第三十五条の二第一項」を加え、同条第二項第二号中「、附則第五条の四の二第一項」の下に、「、附則第五条の四の二第一項」を加え、「及び附則第五条の四の二第一項」を、「、附則第五条の四の二第一項」に改める。

附則第十五条の二第二項中「第十七号」を「第十六号」に改め、同条第三項中「第三十五条」を「第三十五条の二」に、「第三十七条の九の四」を「第三十七条の九の五」に改め、同条第四項中「第十五号」を「第十四号」に、「同項第十六号」を「同項第十五号」に、「第十七号」を「第十六号」に改め、同条第六項中「第十七号」を「第十六号」に改める。

附則第十七条第三項第二号中「、附則第五条の四の二第一項」の下に、「、附則第五条の四の二第一項」を加え、「及び附則第五条の四の二第一項」を、「、附則第五条の四の二第一項及び附則第五条の四の二第一項」に改める。

附則第十七条の二第二項中「第三十七条の十第四項」を「第四条の四第三項、第三十七条の十第四項」に改め、同条第四項第二号中「、附則第五条の四の二第一項」の下に、「、附則第五条の四の二第一項」を加え、「及び附則第五条の四の二第一項」を、「、附則第五条の四の二第一項及び附則第五条の四の二第一項」に改める。

附則第十七条の二の二の見出し中「特定管理株式」を「特定管理株式等」に改め、同条第一項中「という。」の下に「又は同項に規定する特定保有株式（以下この項において「特定保有株式」という。）」を、「当該特定管理株式」の下に「又は特定保有株式」を加える。

附則第十七条の三第五項中「（昭和三十二年法律第二十六号）」を削り、「第三十七条の十二の二第五項」を「第三十七条の十二の二第二十一項」に改める。

附則第十七条の四第一項中「事業所得又は」を「事業所得、譲渡所得又は」に、「事業所得及び」を「事業所得、譲渡所得及び」に、「金額及び」を「金額、譲渡所得の金額及び」に改め、同条第二項第二号中「、附則第五条の四の二第一項」の下に「、附則第五条の四の二第一項」を加え、「及び附則第五条の四の二第一項」を、「、附則第五条の四の二第一項及び附則第五条の四の二第一項」に改める。

附則第十七条の四の三第二項第二号及び第五項第二号中「、附則第五条の四の二第一項」の下に「、附則第五条の四の二第一項」を加え、「及び附則第五条の四の二第一項」を、「、附則第五条の四の二第一項及び附則第五条の四の二第一項」に改める。

(山口県税賦課徴収条例及び山口県収入証紙条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 山口県税賦課徴収条例及び山口県収入証紙条例の一部を改正する条例(平成二十一年山口県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第一条のうち山口県税賦課徴収条例第八十九条の改正規定中、「で年齢十八歳未満のもの」を削り、「又は精神障害者」の下に、「(以下「身体障害者等」という。)」を加え、「当該身体障害者若しくは精神障害者(以下「身体障害者等」という。)」を、「当該身体障害者等」を、「身体障害者で年齢十八歳未満のもの又は精神障害者」を、「身体障害者等」に、「前項」を、「第八十条の三第三項」を、「第八十条の三第四項」に、「前項」に、「賦課期日後に同項」を、「賦課期日後に第八十九条第一項」に、「されている際」を、「自動車税を納付することとされている際」に改め、同改正規定の前に次の改正規定を加える。

第八十条の三第一項第三号中「当該身体障害者等が身体障害者で年齢十八歳未満のものである場合又は精神障害者である場合には、」を削り、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定により減免することができる額は、次に掲げる額に当該自動車に係る自動車取得税の税率を乗じて得た額を限度とする。

一 前項第一号及び第二号に掲げる自動車の取得にあつては、当該自動車の取得価額

二 前項第三号に掲げる自動車の取得にあつては、次に掲げる額

イ 当該自動車の取得価額が三百万円以下の場合には、当該取得価額

ロ 当該自動車の取得価額が三百万円を超える場合は、三百万円(当該取得価額に身体障害者等の利用に供するための構造変更を要した金額又は身体障害者が運転するための構造変更を要した金額が含まれるときは、三百万円に当該構造変更を要した金額を加算した額)

第一条中山口県税賦課徴収条例第七十七条の十四の改正規定を削る。

附則第二項を削り、附則第三項中「改正後の条例第七十七条の十四」を「第一条の規定による改正後の山口県税賦課徴収条例(以下「改正後の条例」という。)」第八十条の三」に改め、同項を附則第二項とし、附則第四項中「第一百六条の二」を「第八十一条の十三」に改め、同項を附則第三項とし、附則に次の一項を加える。

(自動車税に関する経過措置)

4 改正後の条例第八十九条の規定は、平成二十二年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十一年度分までの自動車税について

は、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十二年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中山口県税賦課徴収条例附則第十七条の三第五項の改正規定(「(昭和三十二年法律第二十六号)」を削る部分に限る。)及び第二条の規定 公布の日

二 第一条中山口県税賦課徴収条例附則第五条の四第三項、附則第十五条第一項、附則第十五条の二及び附則第十七条の二第二項の改正規定並びに附則第二項の規定 平成二十二年四月一日

三 第一条中山口県税賦課徴収条例附則第十七条の四第一項の改正規定 平成二十三年一月一日

四 第一条中山口県税賦課徴収条例附則第九条の三の改正規定 我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第二十九号)の施行の日

(県民税に関する経過措置)

2 第一条の規定による改正後の山口県税賦課徴収条例附則第五条の四第三項の規定は、平成二十二年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十一年度分までの個人の県民税に係る同項に規定する道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書の提出については、なお従前の例による。

過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年七月十四日

山口県知事 二 井 関 成

### 山口県条例第四十号

過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域等における県税の特例に関する条例(昭和三十九年山口県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「並びに認定中心市街地活性化基本計画」を、「認定中心市街地活性化基本計画」に改め、「施設を設置した者」の下に「並びに承

認企業立地計画に従つて特定事業のための施設を同意集積区域内に設置した事業者」を加える。  
第二条に次の三号を加える。

- 六 承認企業立地計画 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号。以下「企業立地促進法」という。）第十五条第二項に規定する承認企業立地計画をいう。
  - 七 特定事業 企業立地促進法第九条第一項に規定する特定事業をいう。
  - 八 同意集積区域 企業立地促進法第九条第一項に規定する同意集積区域をいう。
- 第五条に次の一号を加える。

四 同意集積区域内において、企業立地促進法第五条第五項の規定による同意（平成二十三年三月三十一日までになされたものに限る。）の日から起算して五年内に、承認企業立地計画に従つて特定事業のための施設のうち企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第二十条の地方公共団体等を定める省令（平成十九年総務省令第九十四号）第三条各号に掲げる要件に該当するもの（同令第四条各号に掲げる業種に属する事業の用に供するものに限る。）を設置した場合における当該施設の用に供する家屋（当該施設の用に供する部分に限り、同令第五条第一号の事務所等に係るものを除く。）及びその敷地である土地の取得（当該同意の日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。）

#### 附 則

##### （施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の過疎地域等における県税の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）（第五条第四号の規定は、平成二十一年二月二十四日から適用する。）

##### （経過措置）

2 平成二十一年二月二十四日以後に改正後の条例第五条第四号の規定に該当する行為をした者でこの条例の施行の日から一月を経過する日以前に当該施設の建設に着手したものに対する改正後の条例第七条の規定の適用については、同条中「当該設備又は施設の建設に着手する前に」とあるのは、「過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成二十一年山口県条例第四十号）の施行の日から一月以内に」とする。

山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年七月十四日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第四十一号

山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例

山口県資金積立基金条例（昭和六十年山口県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表山口県国民健康保険広域化等支援基金の項の次に次のように加える。

山口県地域医療再生臨時特例基金	地域医療に係る課題を解決するための施策の推進を図ること。	中欄に掲げる設置の目的を達成するため知事が必要があると認める経費の財源に充てるとき。
山口県医療施設耐震化臨時特例基金	災害拠点病院等の耐震改修の促進を図ること。	中欄に掲げる設置の目的を達成するため知事が必要があると認める経費の財源に充てるとき。

別表山口県妊婦健康診査支援基金の項の次に次のように加える。

山口県地域自殺対策緊急強化基金	地域における自殺対策の強化を図ること。	中欄に掲げる設置の目的を達成するため知事が必要があると認める経費の財源に充てるとき。
-----------------	---------------------	--

別表山口県地域福祉基金の項の次に次のように加える。

<p>山口県介護基金 盤緊急整備等 臨時特例基金</p>	<p>地域において必要な介護施設、 地域介護拠点等の整備等の促進 を図ること。</p>	<p>中欄に掲げる設置の目的を達成するため知事が必要があると認める経費の財源に充てるとき。</p>
<p>山口県介護職員 処遇改善等 臨時特例基金</p>	<p>介護保険制度の円滑な運営及び 介護職員の更なる処遇の改善を 図ること。</p>	<p>中欄に掲げる設置の目的を達成するため知事が必要があると認める経費の財源に充てるとき。</p>

別表山口県障害者自立支援対策臨時特例基金の項の次に次のように加える。

<p>山口県社会福祉施設等耐震 化等臨時特例 基金</p>	<p>社会福祉施設等の耐震改修等の 促進を図ること。</p>	<p>中欄に掲げる設置の目的を達成するため知事が必要があると認める経費の財源に充てるとき。</p>
---------------------------------------	------------------------------------	---

別表山口県森林整備地域活動支援基金の項の次に次のように加える。

<p>山口県森林整備 備加速化・林 業再生基金</p>	<p>間伐等の森林整備の促進並びに 間伐材等の森林資源を活用した 林業及び木材産業等の地域産業 の振興を図ること。</p>	<p>中欄に掲げる設置の目的を達成するため知事が必要があると認める経費の財源に充てるとき。</p>
-------------------------------------	---	---

別表に次のように加える。

<p>山口県高等学校 校授業料減免 事業等臨時特 例基金</p>	<p>経済的理由により修学が困難な 高等学校等の生徒に対する教育 の機会の確保を図ること。</p>	<p>中欄に掲げる設置の目的を達成するため知事が必要があ ると認める経費の財源に充てるとき。</p>
--	---	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山口県若者就職支援センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年七月十四日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第四十二号

山口県若者就職支援センター条例の一部を改正する条例

山口県若者就職支援センター条例（平成十六年山口県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

（開館日）

第四条 若者就職支援センターは、次に掲げる日を除き、毎日開館する。

一 日曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日

三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館することができる。

第七条を第十二条とし、第六条を第七条とし、同条の次に次の四条を加える。

（指定管理者による管理）

第八条 若者就職支援センターの管理に関する事務のうち、次に掲げる事務は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

- 一 第三条各号に掲げる業務に関する事。
- 二 第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。
- 三 第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。
- 四 第六条の規定により、若者就職支援センターの利用を拒むこと。
- 五 施設及び設備の維持管理に関する事。

2 指定管理者は、前項第二号の規定により第四条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館する場合には、知事の承認を得なければならない。

3 指定管理者は、第一項第三号の規定により第五条第一項の開館時間を延長し、又は短縮する場合には、知事の承認を得なければならない。

4 指定管理者が若者就職支援センターの管理に関する事務を行う場合における第六条第二号の規定の適用については、同号中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

（指定管理者の指定）

第九条 知事は、前条第一項の規定による指定を受けようとする法人その他の団体を公募するものとする。

2 前項の規定による公募は、規則で定めるところにより、応募の時期及び方法等について公告して行うものとする。

3 第一項の規定による公募に応じようとするもの（以下「応募者」という。）は、規則で定めるところにより、若者就職支援センターの管理に係る事業計画書（以下「事業計画書」という。）に規則で定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の規定による応募があつたときは、次に掲げる基準によつて、その応募を審査しなければならない。

- 一 事業計画書の内容が、利用者の平等な利用を確保することができるものであること。
- 二 事業計画書の内容が、若者就職支援センターの効用を十分に発揮するとともに、若者就職支援センターの管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。
- 三 応募者が、事業計画書に沿つた管理を安定して行うために必要な人的体制及び経済的基礎を有するものであること。
- 5 知事は、前項に規定する審査を行ったときは、遅滞なく、理由を付してその結果を公表するものとする。



6 知事は、第四項に規定する審査の結果、応募者のうち若者就職支援センターの管理を最も適切に行うことができると認めるものについて、前条第一項の規定による指定をするものとする。

7 知事は、前各項の規定によることが困難又は不適當な場合その他特別な事情がある場合には、これらの規定によらないで、前条第一項の規定による指定をすることができる。

8 知事は、前条第一項の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

(指定管理者が講ずべき措置)

第十条 知事は、第八条第一項の規定による指定をするときは、個人情報(山口県個人情報保護条例(平成十三年山口県条例第四十三号)第二条第一項に規定する個人情報(第八条第一項各号に掲げる事務に係るものに限る。))をいう。)の適正な取扱いを確保するために当該指定管理者が講ずべき措置を明らかにしてしなければならない。

(知事による管理の業務の実施)

第十一条 知事は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し若しくは期間を定めて若者就職支援センターの管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は指定管理者が天災その他の事由により若者就職支援センターの管理の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において、必要があると認めるときは、第八条第一項の規定にかかわらず、若者就職支援センターの管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(開館時間)

第五条 若者就職支援センターの開館時間は、午前八時三十分から午後七時までとする。ただし、土曜日は、午前八時三十分から午後五時までとする。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の開館時間を延長し、又は短縮することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の山口県若者就職支援センター条例（以下「改正後の条例」という。）第八条第一項の規定による指定及びこれに關し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の条例第九条及び第十条の規定の例により行うことができる。

山口県警察本部組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年七月十四日

山口県知事 二 井 関 成

### 山口県条例第四十三号

山口県警察本部組織条例の一部を改正する条例

山口県警察本部組織条例（昭和二十九年山口県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号(中)「(五)」を「(五)」に改め、同号中(五)を(五)とし、(六)から(十)までを(六)から(十)までとし、(十)の次に次のように加える。

(十一) 被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。